

令和 8 年 9 月定例会議

一般質問通告書

宮古市議会

令和８年９月定例会議 一般質問通告一覧表

(質問順)

質問月日	質問者	質問事項	
9月3日 (木曜日)	2番 八谷光介 議員 (立憲・市民クラブ)	1 歩きやすいまちづくりについて 2 水道料金における基本水量について	P 1 P 2
	12番 小島直也 議員 (公明党)	1 不登校の児童生徒の健康について 2 子ども食堂を利用する子どもたちの状況について 3 感震ブレーカーの普及と購入費用の助成について 4 生活保護受給者への指導とかかわり方について	P 3 P 3 P 3 P 4
	18番 竹花邦彦 議員 (立憲・市民クラブ)	1 地域医療の現状と課題について 2 物価高騰支援対策について	P 5 P 6
	1番 植田収一 議員 (無所属クラブ)	1 ラ・トリニダードとの友好交流再開と国際化を核とした市勢発展について 2 宿泊・滞在型観光の強化について	P 7 P 7
	9番 白石雅一 議員 (志政会)	1 国の特区制度活用について	P 9
9月4日 (金曜日)	3番 花輪政文 議員 (立憲・市民クラブ)	1 宮古北高校の存続について 2 カスタマーハラスメントへの対応について	P 11 P 12
	17番 松本尚美 議員 (無所属クラブ)	1 宮古市の消防、救急救命体制について 2 川井産業振興公社の強化について 3 小中学校のプールを活用した水泳実技授業について	P 13 P 13 P 14
	14番 伊藤 清 議員 (みやこ未来創造クラブ)	1 農業資材等の物価高騰に対する支援策について 2 鳥獣被害対策について	P 15 P 16

9月4日 (金曜日)	11番 西村昭二 議員 (みやこ未来創造クラブ)	1 地域内経済循環を高める市内事業者への発注について 2 若者の市政参加と若者議会の設置について 3 緊急銃猟の実働体制と訓練について	P17 P18 P18
-----------------------	-------------------------------------	--	----------------------------

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月3日(木) 質問順位 1番

質問者 議席番号 2番 八谷 光介議員

質問事項	質 問 要 旨
1 歩きやすいまちづくりについて	歩きやすいまちづくりは、市街地の活性化や市民の健康増進や外出機会の創出だけでなく、交通事故防止にも寄与するため、高齢化・過疎化に直面する宮古市において有効な施策であり、国も支援策を作り推進している。 しかし、本市の道路環境は、歩行者や自転車に配慮されておらず、また、自動車依存度が高いことから、公共交通の利用者減少やサービス水準低下の恐れがあると、宮古市立地適正化計画などで指摘されている。 特に、歩道の段差や傾斜及び幅が狭いことは、車いすや電動カートなど利用者の通行の妨げとなっており、市民をはじめクルーズ船観光客などの移動を困難にしていると考えられる。 そして、だれもが歩きやすく居心地の良いまちをつくるためには、歩行環境の改善とともに、歩行と補完し合う公共交通の利便性を高める必要もあると考える。 これらの課題を踏まえ、以下について伺う。 ① 歩きやすいまちづくりに対する必要性や課題など、市長の基本認識は。 ② 歩行環境の改善策として、歩道の設置や拡幅、段差や傾斜の解消、日よけやベンチなどの設置、暑熱対策などを推進する考えはあるか。 ③ 歩きやすいまちづくりをすすめるために、国土交通省の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度等を活用する考えはあるか。 ④ 公共交通の利便性向上のために、バスのバリアフリー化やバス停の整備、三陸鉄道での IC カード導入、子どもや高齢者への運賃補助などを推進すべきと考えるが、本市での今後の取り組みは。

2 水道料金における基本水量について	本市の水道料金体系は、口径 25 ミリメートル以下において基本水量が 10 立方メートルに設定されており、使用量がこれ以下であっても基本料金を支払うことになっている。しかし、人口減少や高齢化による世帯人員の減少や、節水意識の向上などにより、1 か月の使用量が基本水量に達しない世帯は増加傾向にあると考えられる。このようなケースでは、少量使用者に負担感が生じ、節水努力が反映されないという課題がある。 その一方で、宮古市水道事業経営戦略は、来年度および 2029(R11)年度、2033(R15)年度に、それぞれ 23%、19%、16%を目安とする料金改定率を示しており、7 年間で現状より 70%の値上げとなる。 水道料金の値上げは市民生活に大きな影響を及ぼすことから、料金改定と並行して、使用量の少ない世帯に配慮した料金体系へと見直すことが必要であると考えするため、以下について伺う。 ① 現在の基本水量に達しない世帯数とその割合は。 ② 水道使用量の現状に応じて、基本水量を 10 立方メートルから引き下げ、高齢世帯等に配慮した料金体系へと見直すべきと考えるかどうか。
---------------------------	---

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月3日(木) 質問順位 2番

質問者 議席番号 12番 小島 直也 議員

質問事項	質 問 要 旨
1 不登校の児童生徒の健康について	2学期の始まりにあたり、長期休み明けにすべての児童生徒が元気に登校できるとは限らない実態が懸念される。2学期の始まりの今、教育現場において児童生徒の健康に気を配る機会ととらえて児童生徒の健全な育成に力を入れるべきと考える。 不登校の児童生徒の健康状態の把握、また、一斉に行われる健康診断に参加できなかった児童生徒へのその後の対応について伺う。
2 子ども食堂を利用する子どもたちの状況について	生活困窮世帯の中には昨今の極めて顕著な物価高にあえぐ市民の存在があるのではと心配される。地域の方々の支援等によって「子ども食堂」等の活動が成り立っていると認識しているが、コロナ禍の時に比べて支援される子どもたちの状況に変化があるか伺う。
3 感震ブレーカーの普及と購入費用の助成について	地震災害時の火災を減らすために、感震ブレーカーの住宅への設置の普及が期待される。都会と違って住宅数の違いはあっても15年前の災害でも火災の発生はあった。感震ブレーカーの効能の周知と購入費の助成が望まれるが市の見解を伺う。

4 生活保護受給者への指導とかかわり方について	身寄りのない高齢者の方々の入院手続きや死後事務を支援する制度については、本年6月の社会福祉法改正により、入院手続き支援制度等が盛り込まれたところであり、今後の運用が期待される。一方、複合的な悩みを抱える市民が希望を持って生きられるよう、現時点において重要な役割を担うのが「重層的支援体制整備事業」であると考えている。この事業を満足に発展させる根本は、互いに助け合える豊かな人間関係の構築にあると考えている。被保護者の中には、社会の人々との間に持たなくてもいい軋轢を感じ、頭を上げられない方を散見する。病気や事故などにより就労の機会を失い、生活保護を受けながら暮らしている方々を元気に快活な生活に導くため、福祉行政のあり方を考え直す時が来ているのではないかと考えることから、以下について伺う。 ① 健康への弊害として喫煙がよく取り上げられるが、孤独・孤立もまた精神的健康を著しく損なうという報告もある。被保護者の孤独・孤立を解消・軽減するため、市としてどのような施策を講じているか、また今後の取り組みは。 ② 稼働年齢にある被保護者が就労意欲を持てるよう、粘り強く支援していくことが重要であると考えている。現時点における取り組みの実績は。
--------------------------------	---

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月3日(木) 質問順位 3番

質問者 議席番号 18番 竹花 邦彦議員

質問事項	質 問 要 旨
1 地域医療の現状と課題について	厚生労働省が公表した本年4月現在の医師偏在指標では、全国にある二次医療圏 330 か所の中で宮古医療圏は 327 位となっている。宮古医療圏の医師偏在指標は 128.3 で、令和6年の公表時と比較しても6ポイント以上低下し、当地域の医師不足は深刻さを増している。 令和7年度市民意識調査においては、地域医療体制の市民満足度は 24.2%と行政分野別満足度調査では2番目に低い結果となっている。 こうした現状の下で、限られた医療資源と地域医療を守り、維持していくことが本市及び当地域の重要課題となっていると認識する。ついては、次の点について伺う。 ① 宮古医療圏の医師偏在指標が低下している要因等について、市はどう分析しているか。 ② 市立診療所が果たす役割は増々大きくなっていると認識する。医師及び看護師等のスタッフ確保を含め、市立診療所の現状及び今後の課題点は何か。 ③ 地域医療を担う人材育成を図るため、市が実施している医師等養成奨学資金貸付事業に係る実績評価と今後の課題点は何か。 ④ 当医療圏の中核となる県立宮古病院の一層の機能充実強化が求められている。しかし、県立宮古病院の現状は常勤医師と看護師等スタッフが恒常的に不足し、過酷な勤務実態に置かれていると推察される。 地域医療を維持するための県立宮古病院と市内開業医及び市の連携が一層重要な視点と認識する。連携の在り方についての市長の基本的考え方、所見は。併せて、県立宮古病院の機能充実強化に向けて、市が連携・支援すべき施策や向き合うべき環境づくり等の課題認識は。

2 物価高騰支援対策について	中村市長は、6月定例会議での私の「原油・物価高騰に伴う経済対策について」の一般質問において、国に対して、燃料や資材の価格高騰対策及び安定的な供給体制の確保や各事業者へ経営支援、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充等の緊急要望を実施したことを明らかにするとともに、市内各事業者等への状況調査を継続的に実施し、市としての必要な支援を速やかに届けられるよう準備を進める旨の答弁をされた。 また、8月18日の教育民生常任委員会で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、私立保育施設に対する副食費助成と物価高騰支援給付金を支給する方針が説明された。 これらを踏まえ、次の点について伺う。 ① 国から示された本年度分の本市への物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分額（上限額）は、2,900万円余と伺っている。この交付金額では、市内事業者の生業と市民の暮らし、地域経済を支えるきめ細かな物価高騰支援対策の実施は極めて厳しく、困難と言わざるを得ない。そこで国に対し、あらためて臨時交付金の増額（追加配分）を求めるべきと考えるがどうか。 ② これと併せ、市として「必要な支援を速やかに」実施できるよう検討、準備を進める必要があると考える。 現在の検討状況を含め、今後の物価高騰支援対策に係る市長の基本的考え方を示されたい。
-----------------------	---

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月3日(木) 質問順位 4番

質問者 議席番号 1番 植田 収 一 議員

質問事項	質 問 要 旨
1 ラ・トリニダッドとの友好交流再開と国際化を核とした市勢発展について	本市とフィリピン共和国ラ・トリニダッドは、平成4年に旧新里村が友好交流覚書を締結して以来、農業研修生の受入れや消防車の寄贈などを通じ、長年にわたり交流を積み重ねてきた。一時期、交流が縮小された時期もあったが、令和6年4月には山本前市長が現地を訪問し、意見交換や視察を通じ、特産品分野等における新たな可能性を確認したことは、大変意義深い一歩であったと評価している。しかし、その後予定されていたラ・トリニダッド首長の訪日が中止となって以降、目立った交流の動きは見られない状況にある。現在、本市では客船寄港の急増や、地域通訳案内士制度創設など、国際化の機運が高まっており、また、総合計画においても、姉妹都市等との交流継続による関係人口の創出が掲げられている。私は、フィリピンに8年間居住し、現地でビジネスや生活の最前線に身を置いてきた経験から、今後の交流には大きな可能性があるかと確信している。そこで今後の方向性について、以下の点を伺う。 ① ラ・トリニダッドでは、新首長が2025年5月に就任したところだが、今後の具体的な交流をいつから、どのような形で再開させる予定か。 ② 本市の産業において、本市にどのような効果を生み出していく方針か。 ③ 国際交流を戦略的に推進することによって、本市が多様な文化を尊重する共生社会へと進化し、市民が郷土に誇りを持つ持続可能な地域づくりに繋がると考えるが、市長の所見は。
2 宿泊・滞在型観光の強化について	近年、宮古港へのクルーズ船寄港が増加し、市内に外国人観光客の姿を見かける機会も増えているが、クルーズ船客の市内滞在時間は数時間程度に限られており、観光消費による本市経済への波及効果をより高めるためには、クルーズ誘致と共に、国内旅行者・訪日外国人観光客双方に対する「宿泊を伴う滞在

型観光」の推進が急務であるとする。宮古市観光振興ビジョンによれば、コロナ禍前の平成 30 年に 28 万 2 千人泊であった市内宿泊者数は、令和 5 年時点で 23 万 2 千人泊にとどまっており、依然として約 5 万人の乖離が生じている。さらに、宿泊拠点の減少も深刻な課題であり、近年、複数の宿泊施設の廃業が発生している。こうした状況を踏まえ、観光施策の進捗と評価について、以下の点を伺う。

- ① 市は令和 11 年度までに市内宿泊者数をコロナ禍前の 28 万 2 千人泊水準まで回復させる目標を掲げている一方、現時点では目標水準に届いていない状況が続いているが、市は現在の宿泊実績をどのように分析・評価しているのか。
- ② 宿泊施設の廃業や破産は、単なる一事業者の問題にとどまらず、本市の観光全体に関わる重大な課題であるとするが、市は、宿泊キャパシティの減少が地域経済や今後の観光戦略に及ぼす影響について、どのような危機感を持っているのか。
- ③ 宿泊客数を増加させるためには、観光客が「一泊したい」と感じる滞在理由の創出が不可欠であり、そのためには、「みちのく潮風トレイル」のさらなる活用に加え、本市ならではの「食」や、アクティビティ等の体験型観光コンテンツの充実が重要であるとする。令和 7 年 9 月定例会議一般質問において、市は「宮古市観光振興ビジョンでは、体験型観光の拡充により来訪者の滞在時間延伸を図る必要がある。今後も宮古版 DM0 と連携し、コンテンツ造成に関わる人材育成やネットワークづくりを支援していく」と答弁しているが、これまでの取組の評価は。
- ④ ③で述べた施策を実現するためには、宮古版 DM0 が地域の観光戦略を担う中核組織として、これまで以上に専門性と機動力を高めていくことが重要であるとする。特に、観光マーケティングやコンテンツ開発、情報発信、データ分析、事業者間の合意形成など、DM0 に求められる役割が高度化する中、今後、宿泊客の増加や滞在型観光を本格的に推進していくためには、宮古版 DM0 の人員拡充を図り、観光マーケティングや海外誘客、デジタルプロモーション等の専門人材を配置・登用し、データに基づく戦略立案から商品造成、販売促進、効果検証までを一貫して担う「稼ぐ観光」の司令塔として発展させていくべきであるとするが、市長の見解は。

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月3日(木) 質問順位 5番

質問者 議席番号 9番 白石 雅一 議員

質問事項	質 問 要 旨
1 国の特区制度活用について	国は、全国一律の規制や制度が、企業の経済活動や地域の実情に合わない場合に、規制・制度改革を行うことで、経済や地域の活性化などにつなげる制度として特区制度を設けている。制度としては全国が対象の「構造改革特区」、指定区域のみの「総合特区」「国家戦略特区」がある。 宮古市では、復興整備計画などにおいて復興特区制度を活用し税制優遇措置を講じてきた。制度の適用期間は2026年3月31日までであり、復興庁ではやむを得ない事情がある場合、延長期間を2028年3月31日までとしている。 特区に関しては過去の一般質問で「浄土ヶ浜のダイビングスポット（平成26年3月）」「川井地区でのどぶろく（平成29年3月）」などが提案されてきたが、いずれも具体的な検討に至っていない。 しかし人口減少による人材不足や物価高騰、環境資源の変化が著しい宮古市においては、特区制度による経済や地域活性化が必要不可欠であると考え以下の点について伺う。 ① 宮古市において市や企業団体が実施しようとした事業の中で、法律や制度、規制が原因で事業実施に至らなかったものがあるか。 ② 庁内において、そのような「制度上の壁」を横断的に洗い出す取り組みは行っているのか。 ③ 過去の一般質問において、浄土ヶ浜のダイビングスポットや川井地区におけるどぶろく特区など地域資源を活用した特区制度の提案がされたが、実現に至らなかった理由をどう認識しているか。 ④ 近年県内では令和8年3月に陸前高田市がワイン・シードル特区を、また同時期に岩泉町が学校設置事業で特区を取得しているが、宮古市では「構造改革特区で活用できる特定事業」を用いて、特区申請を検討した経過はあるか。

	⑤ 特区制度を企業団体などと一緒に考えて、地域が抱える制度上の課題を吸い上げることも重要だと考えるが、民間からの規制緩和や制度改革の提案を受け付け、特区提案につなげる仕組みを構築してはどうか。 ⑥ さらに特区制度を活用するには「構造改革特区で活用できる特定事業」の中からだけでなく、地域課題に合わせて、新たな規制改革を提案していくことが重要と考える。国に対し制度改革が提案できるよう、全庁的に特区制度の活用を検討してはどうか。
--	---

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月4日（金） 質問順位 1番

質問者 議席番号 3番 花 輪 政 文 議 員

質問事項	質 問 要 旨
1 宮古北高校の存続について	岩手県教育委員会では、令和8年4月に少子化による生徒数減少等の課題に対応した「第3期県立高等学校再編計画」を策定しました。この計画では、1学級校において、入学志願者の数が2年連続して20人以下となった場合、原則として翌年度から募集停止となります。現在、1学級校の宮古北高校の本年度の入学志願者数は10人であり、高校存続には、来年度20人を上回る入学志願者数を確保することが喫緊の課題となっています。市においても今年度の県への要望で宮古北高校の存続をあらたに追加しました。 私は、宮古北高校は少人数学校の特性を活かし、生徒一人ひとりに手厚い支援や個性に寄り添った指導を実践している特色のある学校として地域にとってなくてはならない存在であると考えていることから、宮古北高校の存続課題に関し、次の点について伺います。 ① 宮古北高校が果たしている役割等について、どのように認識しているか。 ② 入学志願者確保に向けた方策について、どのように考えているのか。 ③ 岩手県教育委員会が令和10年4月に開設を目指す「学びの多様化学校」について、市の認識は。

2 カスタマー ハラスメント への対応につ いて	令和7年6月に労働施策総合推進法が改正され、本年10月1日から全ての企業・事業主に対して、カスタマーハラスメント（以下カスハラ）防止のため雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されました。 カスハラは、労働者の心身を深く傷つけるだけでなく、通常業務に支障をきたし、経済的な損失や企業イメージの低下など社会的に大きな影響があると認識していることから、カスハラへの対応にかかる市の考えを伺います。 ① 市の業務におけるカスハラの実態と対応・対策は。 ② カスハラを抑止・撲滅の推進や社会的意識の向上を図る上で、カスハラ対策の条例制定に対する考えは。
---	---

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月4日（金） 質問順位 2番

質問者 議席番号 17番 松本 尚美議員

質問事項	質 問 要 旨
1 宮古市の消防、救急救命体制について	消防、救急救命体制は市民の命と財産に関わる重大な行政の事務事業であります。更に自治体行政は市民の生命財産を守るのが最優先の使命でもあります。現状の市民の命と財産を守る体制の格差是正、充実を図る必要があると考えることから、改めて以下の点について市長の所見、評価を伺います。 ① 現状の当市の消防出動における現場到着時間と鎮火時間、救急出動における現場到着時間と病院搬送時間、救命率について地域格差の分析、評価は。 ② 現状の消防署、分署の配置が市民の命と財産を公平に守るとの観点で妥当と評価されているのか。 ③ 消防隊員と救急隊員を兼務する場合は、消防出動中は救急出動に対応出来ない、救急出動中は消防出動に対応出来ないなど安易に行い得るもので無いとの指摘もあるが、市長の見解は。 ④ 消防、救急救命分野は人的資源が住民への消防、救急救命サービスに直結する、人口減少時代においても即応体制を引き続き確保する体制の確立が必要と消防庁は指摘していますが市長の認識は。 ⑤ 令和8年6月定例会議一般質問において提案した、隊員の増員は負担金増が伴うことから検討の余地が無いとするものなのか市長の所見は。
2 川井産業振興公社の強化について	川井産業振興公社（以下公社）は年間約3億円の売り上げ、雇用者数34人の川井地区では規模の大きい事業者であります。地元産の紫蘇加工品の製造施設を持つとともに新商品の開発に積極的に取り組むなど当市においてスキルの高い公社であります。宮古盛岡横断道路の中間位置にある「道の駅やまびこ館」と「道の駅区界高原」を運営し、「道の駅やまびこ館」では、レストランと地元産品・お土産の販売を行い、「道の駅区界高原」では、フードコードと特産品の販売を行っています。また、「道の駅やまびこ館」では、地元住民が構成する産直組合が農林産物や加工品などの販売を行っています。

	持続可能な川井地区の創出には、公社の成長が鍵になるものと考えます。成長するためには現状を分析した対応を行い、分野を見極めた投資と収益強化を図った上で、次代を担う若者、人材の確保、育成する投資が必要と考えることから以下の点について、市長の所見を伺います。 ① 川井地区において事業展開する公社の存在意義の認識は。 ② 公社の現状課題と改善策は。 ③ 公社売り上げの約7割を占める道の駅やまびこ館運営の課題と改善策は。 ④ 道の駅区界高原の現状課題と改善策の認識は。 ⑤ やまびこ産直組合が運営する産直コーナーの現状課題と改善策について、把握しているか。
3 小中学校のプールを活用した水泳実技授業について	小中学校プールでの水泳実技授業は昭和30年に起きた大きな2回の水難事故で136人の小中学生の命が失われ「人命の損失を無くす」として昭和43年の学習指導要領改訂で水泳実技授業が盛り込まれ、一部例外はあるものの現在も必修となっています。 しかしながら近年は全国的にプールの老朽化、指導員の負担、熱中症、水着の抵抗感等で学校プールの水泳実技授業を実施しない学校や授業時間を減らしている学校が増えているとの報道があります。人命損失を無くす、命を守る観点で以下の点について伺います。 ① 学習指導要領の「人命損失を無くす」とする水泳実技授業のあり方について、どのように考えているのか。 ② 当市においてもプールの老朽化、指導員の負担、熱中症、水着の抵抗感を理由とした対応が行われているのか、プール開放も含めた現状について伺う。 ③ 「身を守る」「命を守る」ためには、着衣や息継ぎ泳法の習得が必要とする識者の意見もあるが、現状の取り組みの有無、今後の対応は。

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月4日（金） 質問順位 3番

質問者 議席番号 14番 伊藤 清 議員

質問事項	質 問 要 旨
1 農業資材等の物価高騰に対する支援策について	肥料、飼料、燃油、農業用資材、農業機械及び部品等の価格高騰が続き、農業経営に大きな影響を及ぼしている。 令和4年12月定例会議及び令和5年9月定例会議において同様の趣旨で質問しているが、その後も農業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている。 農業者の経営継続と離農防止、地域農業の維持を図る観点から、以下の点について市長の見解を伺う。 ① 農業資材等の価格高騰について、当時と比較した現在の状況と、市内農業者の経営への影響をどのように把握しているか。 ② 令和4年度以降、市が実施してきた農業者に対する物価高騰対策及び経営支援について、その実績と効果をどのように検証しているか。 ③ 国や県の支援制度を補完するため、肥料、飼料、燃油、農業資材等の購入費に対する市独自の助成や上乗せ支援を実施する考えはあるか。 ④ 地域農業を支える中小規模農家や家族経営農家に対し、物価高騰の影響を軽減するための支援制度を設ける考えはあるか。 ⑤ 省エネルギー設備や低コスト化につながる機械・設備の導入支援など、農業者の経営継続と離農防止に向けた中長期的な支援策をどのように考えているか。

2 鳥獣被害対策について	近年、クマ、シカ、イノシシによる農林業被害が増加しているほか、サルによる被害も見られるようになっている。特にサルについては、電気柵やネット等による対策だけでは被害防止が難しく、今後、生息域や個体数が拡大した場合、農作物被害のみならず人的被害も懸念される。 また、水田におけるシカ、イノシシ、クマによる被害や、森林伐採後に生える「ひこ芽^{ほこえ}」のシカによる食害など、森林再生への影響も懸念されている。こうした鳥獣被害の現状を踏まえ、以下の点について市長の見解を伺う。 ① サルの有害捕獲許可について、市はどのように考えているか。 ② 鳥獣の出没や農林業被害を抑制するため、緩衝帯を整備する考えはあるか。 ③ 森林伐採後に生える「ひこ芽^{ほこえ}」のシカによる食害について、市は実態を把握しているか。また、森林再生への影響をどのように認識しているか。
---------------------	--

一 般 質 問 通 告 書

質問月日 9月4日（金） 質問順位 4番

質問者 議席番号 11番 西村 昭二議員

質問事項	質 問 要 旨
1 地域内経済循環を高める市内事業者への発注について	市が発注する工事、業務委託、維持管理、物品購入等や、指定管理者による調達等について、市の予算を可能な限り地域内で循環させ、市内事業者の経営や雇用につなげる観点から、次の点について伺う。 ① 市内発注の実態について 工事、業務委託、維持管理、物品購入等について、市内・準市内・市外事業者への発注額と割合をどのように把握しているか。また、指定管理者による発注や調達についても、その実態を把握しているか。 ② 一次下請の市内活用について 工事や業務委託等において、元請が市内事業者であっても、一次下請が市外事業者では地域内経済循環の効果は薄い。一定規模以上の事業について、一次下請の市内事業者への発注額や割合を把握し、市内下請の活用を促す考えはないか。 ③ 市内・準市内事業者の営業実態について 市内に本社や営業所があっても、実質的な営業実態や常勤する従業員がいない事業者について、市内・準市内事業者としての扱いをどう捉えているか。また、そのような事業者が無いよう調査し、扱いを見直すべきではないか。 ④ 地域内調達方針について 工事、業務委託、維持管理、物品購入に加え、指定管理者による委託、修繕、物品購入等も含めて、市の予算を可能な限り市内で循環させるため、全庁的な地域内調達方針を策定する考えはないか。

2 若者の市政参加と若者議会の設置について	これまで実施されてきた「みやこ未来議会」が終了したが、若者の市政への関心を高め、その意見を実際の政策や予算につなげる新たな仕組みが必要と考えることから、次の点について伺う。 ① 若者の市政への関心について 本市の中高生や若者が、市政やまちづくりにどの程度関心を持っているのか、その実態をどのように把握しているか。把握していないのであれば、アンケート等による調査を実施する考えはないか。 ② 若者議会の設置について 「みやこ未来議会」に代わる取組として、市が主体となる直轄の「若者議会」を設置し、一定の予算枠の中で若者自らが地域課題を考え、政策や予算の使途を検討し、市長部局と協議・調整した上で、市の事業・予算案として議会に上程する仕組みを導入する考えはないか。また、採択された事業について、実施や成果の検証まで若者が関わる仕組みとしてはどうか。
3 緊急銃猟の実働体制と訓練について	市民の生命と安全を守る緊急銃猟については、制度や人員を整えるだけでなく、実際の出動を想定した訓練と装備、関係機関との連携体制を平時から整えておく必要があることから、次の点について伺う。 ① 実動・実射訓練と装備について 緊急銃猟専門員を任命しているにもかかわらず、実際の出動を想定した訓練が行われていない。市街地での対応訓練に加え、射撃場での実射訓練を定期的の実施すべきではないか。また、緊急銃猟に適した専用銃器の確保・配備についても検討する考えはないか。 ② 指揮命令・関係機関との連携について 緊急銃猟を実施する際の判断、指揮命令系統及び警察、県等の関係機関との役割分担はどのように定められているか。 ③ 緊急銃猟専門員への周知について 専門員に対し、出動時の役割、発砲に至るまでの手順、責任や補償等について十分な説明・研修を行い、実働できる体制を構築すべきではないか。